

## 第1 審議会の結論

公立大学法人名古屋市立大学（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として行った非開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

1 平成25年12月24日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる個人情報の開示請求を行った。

(1) 平成〇年〇月〇日に行われた異議申立人の事情聴取（以下「本件事情聴取」という。）に際して質問をした〇〇委員及び〇〇委員の作成した質問事項及び異議申立人の返答等のメモ（以下「本件請求情報①」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求①」という。）

(2) 本件事情聴取に際して質問をした〇〇委員の作成した質問事項及び異議申立人の返答等のメモ（以下「本件請求情報②」という。）に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求②」という。）

2 平成26年1月31日、実施機関は本件開示請求①に対して、本件請求情報①が存在しないことを理由として非開示決定（以下「本件処分①」という。）を、また本件開示請求②に対して、本件請求情報②が存在しないことを理由として非開示決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年2月26日、異議申立人は、本件処分①及び本件処分②（以下これらを「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張し

ている異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件事情聴取の記録は、ハラスメント相談の審査結果を導く前提となる極めて重要な事項であり、本件開示請求①及び本件開示請求②（以下これらを「本件開示請求」という。）に係る個人情報を作成されていなければならない。
- (2) ICレコーダーの記録がないことから、それぞれの委員は責任をもって質問内容及び回答を記録する義務がある。
- (3) 本件事情聴取の内容が記録された文書は、名古屋市立大学事務局総務課人事係〇〇〇〇（以下「人事係職員」という。）のメモ以外に何も開示されなかった。しかも、当該メモには質問事項は一切記録されず、回答も極めて断片的で捏造されている部分がある。

#### 第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件事情聴取の質問事項を事前に文書で作成していない。また、ハラスメント審査会の事務局は、本件事情聴取に立ち会った委員から本件事情聴取のメモを受け取っていない。
- 2 本件事情聴取は録音ができなかったため、人事係職員がメモをとり、当該メモをもとに本件事情聴取の記録の案を作成し、名古屋市立大学事務局総務課長（以下「総務課長」という。）が確認をして本件事情聴取の記録の案を作成した。

なお、当該メモは、異議申立人からの別の開示請求で既に開示している。

#### 第5 審議会の判断

##### 1 争点

本件請求情報①及び本件請求情報②（以下これらを「本件請求情報」という。）が存在するか否かが争点となっている。

##### 2 本件開示請求に至る経緯について

当審議会の調査によると、本件開示請求に至る経緯について、次の事実が認められる。

- (1) 平成〇年〇月〇日、実施機関は、ハラスメント審査会の設置した調査委員会（以下「調査委員会」という。）において、異議申立人のハラスメン

ト申立に係る本件事情聴取を行った。

(2) 本件事情聴取において、〇〇委員、〇〇委員及び〇〇委員（以下「関係委員」という。）は、本件事情聴取に関連した質問事項及び異議申立人の返答等のメモを作成したが、当該メモは、記録を目的としたものではなく、本件事情聴取を円滑に行うことを目的として関係委員が個々に控えたものであるため、本件事情聴取後に破棄された。

(3) 一方、人事係職員は、本件事情聴取の記録を目的としてメモを作成し、当該メモをもとに本件事情聴取の記録の案を作成した。

(4) 本件事情聴取の記録の案は、名古屋市立大学事務局総務課人事係長及び総務課長の確認を経た上で、平成〇年〇月〇日に開催された第〇回調査委員会に提出され確定がなされている。

### 3 本件開示請求の対象となる保有個人情報について

(1) 上記2(2)で述べたとおり、本件事情聴取において、関係委員は、本件事情聴取に関連した質問事項及び異議申立人の返答等のメモを作成したが、当該メモは、本件事情聴取を円滑に行うことを目的として関係委員が個々に控えたものであるため、本件事情聴取後に破棄された。

一方、上記2(3)及び(4)で述べたとおり、人事係職員が作成した本件事情聴取の記録の案は、名古屋市立大学事務局総務課人事係長及び総務課長の確認を経た上で、第〇回調査委員会に提出され確定がなされている。

したがって、実施機関は、本件事情聴取における関係委員のメモを保有していないと認められる。

(2) 以上のことから、本件請求情報は存在しないと認められる。

### 4 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

## 第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 3 月 14 日	諮問書の受理
3 月 24 日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4 月 25 日	実施機関の弁明意見書を受理

5月2日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
5月27日	異議申立人の反論意見書を受理
12月12日 (第197回審議会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成27年2月13日 (第199回審議会)	調査審議
5月22日 (第202回審議会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
9月18日 (第206回審議会)	調査審議
10月21日 (第207回審議会)	調査審議
12月18日 (第209回審議会)	調査審議
平成28年1月15日 (第210回審議会)	調査審議
3月18日 (第212回審議会)	調査審議
4月15日 (第213回審議会)	調査審議
5月10日	答申